

第3回 稚内市総合計画審議会

日 時：平成30年6月12日（火）15:00～15:50
場 所：稚内市役所4階 第一委員会室

（事務局）

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から、第3回稚内市総合計画審議会を開催いたします。開催に先立ちまして、稚内市まちづくり政策部長より一言ご挨拶申し上げます。

（稚内市まちづくり政策部長）

今日は、大変お忙しい中、また悪天候の中、第3回総合計画審議会にご出席をいただきまして大変ありがとうございます。

過去2回の審議会で色々と皆様方からご意見いただいた上で、今回、基本構想の素案という形でお示しをさせていただいて、また色々とご意見をいただきたいと思います。

将来都市像については、もう少しお時間をいただきたいと思いますと思うんですが、今日は基本構想の大体の部分をご審議いただき、次回はそれに基づいて、それぞれの基本目標における細かい施策等をお示し、基本計画のたたき台をお示し出来ればと思っています。

限られた時間ですけれど、活発なご議論をお願いして、甚だ簡単なんですが開催の挨拶といたします。今日は、よろしく願いいたします。

（事務局）

続きまして、委員の変更についてご報告させていただきます。

稚内市教育委員会からご就任いただいていた「大山 教育委員」に変わり、新たに「森 教育委員」にご就任いただきました。また、稚内観光協会からご就任いただいていた「瀬川 事務局長」に変わり、新たに「波間 専務理事」にご就任いただきましたので、ご報告させていただきます。

議事に入る前に、森委員、櫻井委員、池田委員、木幡委員、波間委員、中里委員、後藤委員につきましては、所要のため、本日欠席とのご報告を受けております。また、当初出席予定でありました中島委員からも本日急遽所用のため欠席する旨の報告がありましたので、併せてご報告いたします。

本日の資料は、事前に配布させていただいております「第5次総合計画基本構想（素案）」と、本日配布させていただきました「総合計画審議会スケジュール」となっております。お手元がない方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

それでは、これより議事に入ります。審議会の進行につきましては、稚内市総合計画審議会条例により、会長が議長を務めることになっておりますので、ここからは会長に議事進行をお願いいたします。

(会長)

どうもありがとうございます。今回の審議会は、これで3回目ということになります。本日の議題は、「第5次総合計画 基本構想（素案）について」と、「今後のスケジュールについて」となっておりますので、そのあたりにつきまして、事務局の方から説明をいただいて、そのあと皆さんの方からご意見伺うという方向で進めたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは、私の方から「第5次稚内市総合計画 基本構想（素案）」について、ご説明させていただきます。座って説明させていただきます。

今回、皆様にお示しさせていただきました「素案」ですが、前回の審議会でもご説明させていただきました通り、庁内に設置しております総合計画策定委員会が中心となって策定を進めてまいりました。

以前お示しさせていただきました「たたき台」からの主な変更点といたしましては、それぞれの基本目標の実現に向けて、各取組の方針を示した「政策」を新たに追記しています。

素案の方1枚めくっていただきまして目次がありますが、「Ⅰ. 第5次稚内市総合計画について」、「Ⅱ. 本市の現状と将来展望」、「Ⅲ. まちづくりの基本的な考え方」については、前回お示しさせていただいた「たたき台」から大きな変更点はございません。

1頁からの「第5次稚内市総合計画について」では、「計画策定の趣旨」、「計画の構成と期間」、「計画の特徴」について記載しております。

4頁からは「本市の現状と将来展望」として、「1. 人口」から「9. 港湾・貿易」までの9つに分けて、現在の状況やこれまでの推移、これからの展望について記載しております。

とびまして20頁からの「まちづくりの基本的な考え方」では、「まちづくりに関する情報の共有」、「市民が主役の協働のまちづくり」、「将来を見据えた自治体経営」の3つについて記載しております。ここに記載しております内容につきましては、総合計画の策定根拠でもあります「自治基本条例」に記載している内容であり、今後10年、20年経っても変わらないものであるとの考えから、まちづくりの基本的な考え方と整理しています。

そして、22頁からは「基本構想」として、「基本目標」と新たに追記いたしました「政策」について記載しております。

ここには、本市の将来の姿を示す「将来都市像」も記載する予定であり、前回お示した「たたき台」の際には、仮称ではありましたが「人と魅力が世界で躍動するまち“わっかない”」という将来都市像もお示ししていたところではありますが、それらに対しましては、本審議会を始め、庁内でも様々な意見があったことから改めて検討を行う必要があると判断いたしまして、現在、再考しているところでございます。

本来であれば、今回の審議会で新たな「将来都市像」をお示ししたかったのですが、庁内でもまだ候補が絞り切れていない状況のため、今回の素案では「将来都市像」を空白とさせていただきます。

今後、早急に検討を進め、あらためて本審議会にお示ししたいと思っておりますので、もう少々

お時間をいただければと思います。

次に、「基本目標」と「政策」についてですが、「基本目標」については、前回の審議会でもご説明させていただきました通り、「ひとづくり」、「基盤づくり」、「仕事づくり」、「暮らしづくり」、「ふるさとづくり」の5つに焦点を当てて、設定したところです。

そして今回は、それぞれの基本目標の実現に向けて、基本目標ごとに3つから5つの政策を新たに設定いたしました。政策の検討に当たっては、策定委員会において、これまでに実施してまいりましたアンケート調査やワークショップ、それぞれの各種団体へのヒアリング、さらにはそれぞれが関わっている業務の現状や今後の見通し等を踏まえた上で、まとめたところでございます。

それでは、それぞれの基本目標ごとにご説明させていただきます。

まず24頁、基本目標1「子ども・若者の夢を育み、次代を担う“ひとづくり”」の政策1「次代を担う人材の育成と地域とともにある学校づくりの推進」では、学校教育や高校・大学教育、キャリア教育の推進などについて、政策2「市民の学びを支える地域づくり」では、生涯学習やスポーツ・文化振興について、政策3「安心して子どもを産み育てられる環境づくり」では、次代の親の育成や、結婚・妊娠・出産・子育て支援などについて記載しております。

25頁の基本目標2「安らぎの空間に笑顔あふれる“基盤づくり”」の政策1「時代に適応した公共交通・都市間交通の整備」では、地域公共交通や空路・鉄路などの都市間交通について、政策2「安全・安心な都市基盤の整備と安らぎと笑顔が見える空間の創出」では、道路、上下水道、港湾・漁港などの社会資本の整備や中心市街地の活性化などを含めた市街地形成について、政策3「緊急時に備えた地域防災力の強化」では、地域・市民を交えた防災体制の整備について記載しております。

基本目標3「地域の資源を活かした魅力ある“仕事づくり”」では、政策1「次代へつなぐ魅力ある第1次産業の持続的発展」で、まちの基幹産業である農林水産業の振興について、政策2「活力に満ちた産業の育成と働きがいのある労働環境の充実」では、中小企業や商業の振興、雇用・労働対策について、政策3「資源から魅力への変換と世界からの交流人口の拡大」では、観光客の誘致や観光産業の振興について、政策4「地域特性を最大限に活かした産業の育成と企業誘致」では、地域特性を活かした新規創業や企業誘致、新たな雇用創出などについて記載しております。

基本目標4「互いに支え、いきいきと生活できる“暮らしづくり”」の政策1「地域医療の充実と健康づくりの推進」では、医療体制の整備や健診等による健康づくりの推進について、政策2「支え合い、笑顔かがやく地域福祉の推進」では、高齢者福祉、障がい者福祉など、地域福祉の推進について、政策3「地域をつなげる絆づくり」では、地域活動の推進や地域コミュニティづくりについて、政策4「人と地球にやさしいまちづくり」では、新省エネルギーの推進や環境保全、廃棄物・リサイクル対策について、政策5「安全・安心な暮らしづくり」では、消費生活や防犯活動、交通安全、消防・救急体制の整備などについて記載しております。

最後のページでは、基本目標5「まちを愛し、世界に誇れる“ふるさとづくり”」として、政策1「郷土愛の醸成・まちの魅力の発信」では、市民のまちに対する愛着や誇りの醸成、

国内外へのまちの魅力の発信について、政策2「国内外との交流促進とホスピタリティの向上」では、このまちを訪れる人方をおもてなしするための市民のホスピタリティ向上や国内外交流の推進について、政策3「移住・定住の促進と関係人口の拡大」では、若者のUターンを含めた移住・定住の促進や何らかの形でこのまちと繋がりを持っている方々（関係人口）の拡大などについて記載しております。

以上、5つの基本目標に対して、18の政策を設定したところであります。まだ将来都市像が固まっていないことから、それに合わせた修正等が若干生じる可能性はありますけれども、大枠の方向性については、このまま進めていきたいと考えているところであります。

また、これらの政策に基づいて行われる施策については、現在、庁内の各担当課において検討を進めているところでございます。各課で検討した結果を7月中に取りまとめて、次回の審議会で皆さんにお示しし、ご意見を伺いたいと考えております。

以上、基本構想（素案）についての説明となります。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

（会長）

ありがとうございました。話を聞きますとページの前段の考え方、基本構想そのものについては、前回までに色々な意見を伺った中で、事務局としてもこの方向で良いのかなというまとめだったという状況だとお聞きしました。

前回と違うなどというところは、基本目標5つの中で前回は文章で色々書いてあったのを政策1、2、3と箇条にまとめたところかなと。その内容を後ろのページに書いてございますので、今日はそのあたりを皆さんの意見を聞いて前に進めたいと思ってございます。

前段の将来都市像というものは、これから諸々済んだ後に7月を目途に出すということでございますので、そのへんを待ちたいと思っています。

それでは、23頁からの中でこれが足りないとかこれで良いとか色々なご意見があらうかと思っておりますので、そのへんは忌憚のないご意見をお願いいたします。

（委員）

23頁より前なのですが、質問を3つほど。

11頁なんですけど、1番下の生活保護のところでは世帯数2015年だと7,183世帯となっております。総世帯数を見ると1万6486世帯で、率から言うと43.6%になるんですがこれで間違いないでしょうかというのが1点目。

それと、次のページ環境エネルギーのところなんですけど、ここは結構前と変わっていて、前は産業振興への波及だとかさらなる利活用みたいな部分を書いてあったのが無くなって、おまけにグラフも前回は再生可能エネルギーの表もあったんですけど、今回は二酸化炭素の排出量の表になっていて、次は環境の方にシフトしちゃったのかなみたいなイメージがあるんですけど、何かこれは理由があるのかなというのが2つ目の質問です。

それと、最後、達会長がおっしゃったように、前回は想定される主な取組みという別な資料があって、そこに事細かく色々な取組みが書いてあったんですけど、今回それを別立てにされるという理解でよろしいでしょうか。以上3点お願いします。

(事務局)

まず1つ目の11頁の世帯数のところは、統計書の資料は使っているですけども、改めて確認を取りたいと思います。

(事務局)

私の方から2つ目の環境エネルギーのところだったと思うんですけども、前回の審議会でお示しさせていただいた後に庁内の担当課の方にも一応現状と課題のところの記載内容を確認していただきました。それで、担当課、うちの庁内で言えば、環境エネルギー課の方になるんですけども、環境エネルギー課の方で前回は、電力使用量の推移ということでグラフを載せていたんですが、これだと人口減少によって電力が減っている部分もあるので正確な数値がわからないというところで、できれば担当課としては、二酸化炭素の排出量というグラフを使っていたきたいというお話でした。

それに伴って、上の文書の方も第2次環境基本計画を作ったので、それに合わせて担当課として修正させていただきたいという話で担当課の意見を踏まえまして、このように修正をさせていただいたところでございます。

3点目の主な取組みというところでは、前回お配りさせていただいた資料なんですけども、そちらの方は、先ほどご説明の中でもあったんですけども、今、施策の方を庁内の担当課の方で検討をさせていただいております。その検討の中で主な取組みを踏まえながら施策の方を検討させていただいているので、政策の方では、全て記載できてはいないんですけども、施策の検討の方で前回お渡しした主な取組みの内容も踏まえながら施策の方に盛り込んでいきたいなというところで今検討をしているところでございます。

(会長)

1番目の問題は、後日整理するのか、それとも会議中に持って来れるのかな。

(事務局)

今日中に確認します。

(会長)

お待ちしております。2つ目と3つ目のご質問につきましては、どうでしょうか。

(委員)

前回、再生可能エネルギーの表があって、稚内市としては、結構な電力を発電しているんだというところでは、電力使用料は人口減少で下がっているのはわかるんですけど、再生可能エネルギーの発電量はあってもいいかなという気はするんですけど。

(事務局)

その辺はもう1回調整させます。まず、今の二酸化炭素の部分については、入れさせてい

ただいて、今委員おっしゃった部分については検討します。うちとしては、当然審議会の委員さんのご意見なものですから出来るだけ尊重するような形で進めていきたいと思えます。

(会長)

環境エネルギーの部分で、二酸化炭素の排出量というものもある意味大切なんだろうけども、再生可能エネルギーの発電量というの、どのくらい稚内に影響しているか、効果があるのかなという数字も全国に発信する中では、良いという思いもございしますので、その辺は次回までに入れたらいいのかなという意見も、当審議会として皆様のご賛同を得られれば採択したいと思えますがいかがでしょうか。それではそういう方向でよろしくお願ひいたします。

(事務局)

はい。わかりました。

(達会長)

その他にございましたら。

(委員)

戻るかもしれませんが、外国人労働者のことなんですけども、人口とか就業者数のところで、まだ総体的には小さいのかもしれませんが、業種によっては、あの人達がいなくてもやっつけられないみたいな話も聞いたりするものですから、実態というのをどこかで表示しておいてもらった方がいいのかなというふうにもちょっと思いました。外国人労働者として、大学の留学生もすごい戦力になっているという話を聞くので。

後は印象として、今日示された基本構想の政策ですけども、あまり稚内らしくないなというか、他の自治体に持って行っても同じような記述になりそうなものが多いなという気がしています。これはそういう性格のものなのかもしれませんが、実態を踏まえた政策としては、役に立つのかなという印象を受けました。ただ、これはこういうものだと言われたら、そうなんですかと引き下がりますけども。

あと、細かいところで1点だけ、26頁なんですけど、1番下に稼げる観光産業とあるので、これは収益性の高いとかもう少し上品な方がいいのではないかと思いました。以上です。

(事務局)

1番最初の外国人の関係については、基本構想というよりも基本計画の中で雇用の部分が良いのか、違うところが良いのか、そこらへんは検討しますが、どこかには記載させていただきたいと思えます。

それと、稚内らしさという部分なんですけど、これもよく出るんですけど、やはり総合計画というのは、基本的には総花的な計画になっちゃうんだろうなと思えます。ただ、委員おっしゃったような稚内らしさは、何とか見せたいという部分がありますので、これから基本計画の部分で検討していきたいと思えますし、もう1つは、総合計画の他に地方創生の総合

戦略という計画がありまして、それには色々な産業の創出だとか経済的な計画を作っているんですけど、今、相当社会情勢が変化しており、そういった部分で改正しなければならない時期が来ますので、反対にそちらの方で稚内らしさと言いますか、稚内の特性を入れた計画にしていきたいなと思っています。

総合計画については、決して否定するわけじゃないので何とか入れる方向では検討していきたいと思いますが、基本的には、総花的な計画だという形で押さえていただければなと思います。最後の文言の修正については、おっしゃる通りだと思いますのでその辺については修正させていただきたいと思います。以上です。

(会長)

はい。よろしくお願ひいたします。我々が審議する総合計画と実質の施策、個別の施策は別立てなんだということの理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。

(会長)

そういうことらしいですけど、ご理解いただけましたでしょうか。まず、基本構想では基本的な考え方を載せて、その後ろに個別の細かい施策、言い方を変えればこんな挑戦をするんだということはそっちの方で記載していくと。そういう考え方で進んでいきたいと思ひますのでよろしくお願ひいたします。その他にございましたら。

(事務局)

先ほどの生活保護の世帯数のところなんですけれども、統計書的には毎月の延べ数を記載しているため、どうしても多く見えてしまいますので、そこは記載の方法を延べ数だということを知りやすくしたいと思ひます。

(事務局)

ただ言うとおりに、これだけ見たらこんなにあるのかという捉え方になると思ひるので、ちょっと所管課の方とも相談して、どういった記載方法がいいのか検討させてください。

(会長)

よろしくお願ひいたします。その他にございましたら。

(委員)

9頁の医療・保険・福祉の部分をもう1回見させていただいたときに、先ほどお話ししていたのであれなんですけど、いわゆるこの計画は総花的な計画なんだと。あまり具体的に述べられないんだというところからすると、確かにそれはしょうがないのかなと思ひたんですが、9頁、10頁、11頁もそうなんですけど、要は、あまり具体的なものを書いているのでは

なくて、こうしていききたいなみたいな部分が出てきていて、何でもっと具体的に書けないんでしょうかという質問しようと思っていたんですけど、その答えは先に聞こえてしまいましたので、まあそこはそれでいいのかなと。

ただ、基本構想の福祉の関係で 26 頁からだと思うんですが、いわゆる国が今一生懸命進めているところで行きますと、例えば福祉の分野からいきますと、例えば地域包括ケアですとか地域共生社会、または我が事・丸ごとなど、毎月のように厚労省からぼんぼん出てくるフレーズがたくさんあるんですね。その辺のものが 1 つも出てこないという計画なもんですから、この計画は誰に見せるんだったかなというふうに思いながら、私たち市民にお知らせというときに、地域福祉を語るのであれば、例えば今日瀧会長が見えていますけど、町内会との連携だとかってというようなフレーズが、もっと具体的に入っていただければ助かるなと思っていました。この総合計画は下には、具体的な計画が並んでいくんだという話を先に聞いてしまいましたので、やっぱりそれで書けないんだな、表現できないのかなというふうに思って、もう少し踏み込んだ表現が欲しいなと思ってきました。

あと、最後の 30 頁のところカタカナでホスピタリティってなんでしょうかという部分。この計画は、子どもはあまり見ないでしょうけど、大人も含めてお年寄りも読んでみたりする時に、そのカタカナの扱いはまたその説明を、計画に必要な部分で絶対に外せないんだと、日本語に訳さないんだと言うのであれば、その部分の説明が必要かなと思って見させていただきました。以上です。

(会長)

ありがとうございます。この辺の思いを語る方法論としては、先ほども言いましたけど、大枠での総花的な表現ではなくて、そこには心のこもった表現というものもごございますので、その辺は事務局でもう一度、採用できるのであれば今の意見を取り入れていただいて、次回までに整理していただきたいという形でどうでしょうか。

(事務局)

今、委員のおっしゃった部分については、当然、今後審議していただく基本計画という計画がありますので、当然その中では、福祉分野においては、今うちの市でも今年の機構改革で地域共生社会担当監という職種も出来ていますし、今言った地域包括ケアシステム、介護の色々な部分も法律等が変わっていますので、そういった部分はきちんと基本計画の中で明記しながらどういった対策をしていくだとか、そういった細かな施策まで表記できると思いますので、そういった形にしていきたいと思います。基本構想の部分については、今おっしゃった部分については、どういった形がいいのか、その辺は所管の方とも検討させてもらいたいと思います。

それと、最後の注釈と言いますかカタカナなどそういった部分については、説明を表示するようなことにしていきたいと思います。

(会長)

ありがとうございます。その他にございますか。

(委員)

先ほども出ていましたこの基本構想で稚内らしさをどう表現していくかというご意見があったと思うんですが、それについては私も非常に同感です。というのは、先ほどのご説明でもあった基本目標については、総花的にならざるを得ないと。これは了解できたんですけども、その中で、より稚内らしさをこの中に表現するといった場合、基本目標の順番で私が思うのは、3の地域の資源を生かした魅力ある仕事づくり、これに関連して稚内、宗谷管内が持つ資源、これの活用によって産業が再び活性化する。それはエネルギー産業を含めてということになると思うんですが、せっきやく市でも環境都市稚内ということ宣言しているわけですから、それを前面に打ち出して構想の中心に据えるというか、そういったことをこの審議会の中でもう1度検討されてはいかがかなというふうに思うんですね。

やっぱり1番の特性は、自然環境でそれらを利用して、エネルギーを含めた産業を活性化し、当然その結果として雇用が生まれ、そして自然環境を活かした観光客の誘致によって、観光産業がより発展するといったようなことを目標の中心に据えるというか、そこに稚内らしさが見えるというようなことをちょっとご検討いただきたいなと思います。

それに関連するんですけども、20頁のまちづくりの基本的な考え方、これは、情報共有、市民が主役、自治体経営、こういったことが出てきて、それはすばらしいと思うんですけど、じゃあ具体的に何をやるかといった時に、コンピュータ、ITを活用するという部分が非常に大事なんだと。このあいだ新聞で見ましたら、札幌の方の自治会活動が活発化しているということで、各自治会で30~40代の若手の人がコンピュータを使って色々な情報発信をしたり、町内会の人に情報提供をしたりというようなところの記事が出ていたんですけども、稚内でも市民のホームページをもうちょっとということは感じていますが、この時代、是非若い人も色々なことに参加するということを、こういう会議をやったり時間を割いてなんとかっていうと、皆さん仕事で忙しいから参加できない。これをIT、コンピュータを活用してやると、コンピュータのそういう情報交換によって、若い方が市とか町内会の活動に間接的に参加できる。そこを契機に直接的な活動の参加に繋がっていくというようなことをちょっと盛り込んだらいかがかなと思います。以上です。

(会長)

この辺りにつきましては、私が個人的に思うところとしては、基本目標の順序立てというものはそれぞれ色々な方の意見がございまして、1番前に書いているから1番優先なんだということでもないような気がしています。

このあたりにつきましては、事務局の方でも十分練られてこの順序を付けたんだと思いますので、その辺の概念というか基本的な考え方があれば、まずはお示し願いたいなと思いますけれども。

(事務局)

基本目標の順序については、重要度で並べているわけではなくて、どれも大事なことで、基本的には並列なものと考えています。この順番では、人口が減少していく中で、

やっぱりどんなことがあっても人づくりということが1番根っこにあるということもあって、人づくりから並べていることでして、基本的には、全て並列でどれも大事なものと考えております。

(会長)

私もそういうことだと理解をしています。そのあとのコンピュータなどを使った情報発信・情報共有ということについては、追加できるものなのか、それとも先ほど言われました基本計画の方で記載するのかという方向性を言っていただければいいのかなと思いますけど。

(事務局)

これから施策・取組の方を検討していくんですけども、地域づくりといいますかコミュニティのところを検討していく形になると思います。実際のところは、基本計画の中の施策の中で文言として取り入れるかどうかというのは、これからの検討になるかと思います。政策の中ではあまり細かなことも書き込めないというところもございまして、基本的には、このあとの取組の方で検討していきたいと思っています。

(会長)

わかりました。その他にございますか。

(委員)

先日、稚内の女性の平均寿命が全国で悪い方から2番目だという発表がございました。1番目は大阪のあいりん地区で、そこを除くとほぼ全国1位、平均寿命が悪いまちなんです。85.1歳だそうです。あの発表を聞いたときに、この総合計画は10年間の計画なんですけども、何かしないとまずいなという部分は、市役所の内部でもきっと検討されていることなんだろうと思いますけど、そういう汚名は早目に返上しなきゃならないなと思っています。

計画を見たら一応入ってはいるんです。28頁に特定健康診査など各種健診の受診率の向上と入っているんですけど、なぜ全国最下位から2番目なのかという分析をきちんとした上で、健診率さえ上げればいいのかというだけではない。色々な背景や原因、対策が含まれていかないと、きっと10年間じゃなかなか上がってこれないだろうという部分が気になっていまして、その部分をもう少し強調するようなものを担当課の方と相談されて、もう少し平均寿命を上げようだけじゃなくて、健康寿命を含めてそういう変な風評被害にさらされたくないわけでもございまして、そういう意味では、頑張れるような計画になればいいなと思っています。以上です。

(事務局)

今、委員がおっしゃったことは、相当庁内でも問題にしていまして、所管課の方に至急原因という形で調べていただいています。ただ、今回の平均寿命の年数とよく言う合計特殊出生率というものがあるんですけど、非常に難しい計算の仕方があるみたいで。

稚内市は、男性については若干全国より低いんだと、女性については若干高いんですけどずっと公表していた部分があって、あれがいきなり男女とも大阪の西成区がワーストで、女性だけ稚内が2番ということで、なんでなんだというのがあるのでこれはきちんと説明できるように所管課の方でも色々と情報を集めているところです。社会減だとか非常に難しい出し方みたいなので、それはいつかこの場でお示しできるように整理していますので、機会を得て説明していきたいと思います。

(会長)

よろしく願いいたします。その他にございますか。

(委員)

1点だけよろしいですか。教育に係わる部分なんですけども、まさにそのとおりかなと読んでおりました。現在の天北小学校に統廃合されてから結構な年数が経つんですけども、市内の学校数はかなり減ってきております。

それと合わせてなんですけど、予算的な問題もあると思うんですけど、校舎の老朽化がかなり進んでいるかなと思うんですけども、現在、南小学校が建て替わっていて、少しずつ進んでいるのかなと思います。災害発生時の避難場所としても必要な場所ですので、そういった部分について計画的な校舎の建替えなども是非今後の計画の中に入れていただければと思います。

合わせて、学童保育所の件なんですけど、市内に数か所あるんですけども、東は今年度で言うと、当初2年生までしか入れなくて、3年生が入所保留になっていたとか保護者の就労状況など色々あると思うんですけど、安心して働ける環境がないとなかなか人口の定住とかそういったことが難しいのかなと思ひまして、そういったことも含めて計画の中に盛り込んでいただければと思います。よろしく願いします。

(事務局)

今の部分については、基本計画の方でそれぞれの分野で記載していきたいとそうように考えています。

(会長)

その他にどうでしょうか。他になければ、今日出された様々な意見について、次回までに整理していただきたいなと思います。色々な話がでますので、この後ろに付く施策がどのような形で記載されていくのかというのを、完璧じゃないにしても、ひな型のようなものを見たいという気がします。これは、総合計画審議会としての案で、その後これを踏まえた施策が付くということが、さっきから出ていますので、その辺りを見たいという想いがございますので、出来れば事務局の方で次の基本計画にはそのあたりのこういうものが載るんだというものを一つ示して欲しいと思います。大丈夫でしょうか。

(事務局)

本日配布した審議会のスケジュールの中で、第4回審議会については、基本計画の策定に当たって、各部各課で検討した施策を踏まえて意見を伺うという形にしておりますので、その辺はお示ししていきたいと思います。

(会長)

ちょうどスケジュールの話もできましたので、ここで事務局の方から今後のスケジュールということで説明をいただいて会を閉じたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

今、お話がありましたけれども、今後のスケジュール等につきまして、1枚もので今日資料として出させていただいておりますけれども、審議会の今後のスケジュールについてこちらを踏まえてご説明させていただきます。

本審議会については、昨年度に2回開催いたしまして、本日が3回目ということで、今年度につきましては、本日を含めて4回、あと3回の開催を予定しております。本日は基本構想を中心にご意見等をお伺いしましたけれども、次回、第4回の審議会では、7月の開催を予定しており、先ほどからお話しも出ております、庁内各課で検討を進めている基本計画に掲載する施策を取りまとめた上で、皆さまにそれをお示しし、ご意見等を伺いたいと考えておりますので、次回の審議会の時によろしくよろしくお願いいたします。

そこでいただいた意見を踏まえながら、基本計画の策定作業を進め、9月に第5回審議会を開催し、基本計画（素案）に対してご意見を伺う予定となっております。そして、最終的にこれまで審議会からいただいたご意見をまとめ、10月に市長に対し、審議会から答申していただく予定となっております。

審議会からの答申を踏まえて、基本構想・基本計画で構成する総合計画を策定いたしまして、市民の皆さまからご意見を伺うパブリックコメントを10月から11月に行い、12月議会において議決をいただき完成という予定で取り進めております。

審議会の開催日程については、これまでもそうでしたけれども、庁内における作業の進捗により、若干予定より前後する場合がありますので、申し訳ありませんが近くなりましたら、あらためて皆さまにご連絡をさせていただきたいと思っております。

皆さま大変お忙しい方々ばかりなんですけど、残り半年、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。以上が今後のスケジュールについての説明となります。

(会長)

それでは以上を持ちまして会を閉じたいと思います。本日はどうもご苦労様でございました。次回もよろしくお願いいたします。

(以上)